

株 主 各 位

第79回 定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

■事業報告

- ・会社の現況に関する事項 / 主要な営業所及び工場 1 頁
- ・会社の新株予約権等に関する事項 1 頁
- ・会社役員に関する事項 / 責任限定契約の内容の概要、
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等 2 頁
- ・会計監査人に関する事項 3 頁
- ・業務の適正を確保するための体制（コーポレート・
ガバナンス体制）の整備に関する事項 4 頁
- ・業務の適正を確保するための体制（コーポレート・
ガバナンス体制）の運用状況の概要 7 頁
- ・会社の支配に関する基本方針 7 頁
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針 7 頁

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書 8 頁
- ・個別注記表 9 頁

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書 14 頁
- ・連結注記表 15 頁

■監査報告書

- ・会計監査人の監査報告書 22 頁
- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 24 頁
- ・監査役会の監査報告書 26 頁

会社の現況に関する事項

主要な営業所及び工場（令和8年3月31日現在）

① 本 社：北九州市八幡西区築地町1番1号

② 主要な営業所

区 分	名 称	所 在 地
支 店	東 京 支 店	東 京 都 港 区
支 社	君 津 支 社	千 葉 県 君 津 市
	京 葉 支 社	千 葉 県 市 原 市
	中 四 国 支 社	岡 山 県 倉 敷 市
	八 幡 支 社	北 九 州 市 戸 畑 区
事 業 所	鹿 島 事 業 所	茨 城 県 神 栖 市
	四 日 市 事 業 所	三 重 県 四 日 市 市
	長 浜 事 業 所	滋 賀 県 長 浜 市
	大 阪 事 業 所	堺 市 堺 区
工 場	君 津 工 場	千 葉 県 君 津 市
	京 葉 工 場	千 葉 県 市 原 市
	四 日 市 工 場	三 重 県 四 日 市 市
	長 浜 工 場	滋 賀 県 長 浜 市
	水 島 工 場	岡 山 県 倉 敷 市
	宇 部 工 場	山 口 県 宇 部 市
	本 社 工 場	北 九 州 市 八 幡 西 区
研 修 所 他	T A K A D A 研 修 セ ン タ ー	北 九 州 市 若 松 区
	テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	北 九 州 市 八 幡 西 区
	熊 本 C S セ ン タ ー	熊 本 県 菊 池 郡

会社の新株予約権等に関する事項（令和8年3月31日現在）

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年6月19日開催の第68回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社が役員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役（業務執行取締役等を除く。）

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

② 監査役

当社と監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は、当社の取締役及び監査役の全員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者に重大な過失がある場合及び法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等の場合は、填補の対象としないこととしております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	43,443千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,443千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制（コーポレート・ガバナンス体制）の整備に関する事項

令和元年7月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決定しております。

記

当社は、会社法に基づく内部統制システムの構築の基本方針を以下に定め、経営の適法性及び効率性の確保、並びに経営を阻害する可能性のあるリスクに対する管理に努めるとともに、今後、激変する環境の変化に対処できる経営体制の整備、充実を図る。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務における行動規範として、「社是」「経営理念」「行動指針」「コンセプトワード」を盛り込んだ『企業憲章』を制定し、これらの遵守と浸透を図る。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を策定し、代表取締役及び業務担当取締役による内部統制の実施状況について、定期的に又は随時報告を受け、内部統制の監督・指示を行う。
- (3) 取締役会は、取締役会規程に基づき重要事項や経営課題に対して、迅速かつ的確な意思決定を行い、その執行状況について報告を受ける。
- (4) 取締役は、会社法他の法令並びに定款に従い職務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- (5) 代表取締役及び業務担当取締役は、取締役会の決定に従い業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- (6) 取締役の職務の執行状況については、取締役が相互に監視し合う他、監査役による監査を受ける。
- (7) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、複数名の社外取締役を置く。
- (8) 取締役会は、経営の客観性・透明性を高め、その機能向上を図るため、取締役会全体の実効性について分析・評価し、その結果の概要を開示する。
- (9) 法令遵守と健全な企業活動を推進するために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関わる文書(電磁的な記録を含む)及びその他の重要な情報については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「企業機密管理規程」に基づき作成、保存、管理する。
- (2) 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧することが可能な状態で管理する。
- (3) 法令又は取引所適時開示規則に従い、必要な情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長は、リスクを統括管理する取締役を任命し、各業務担当取締役とともに、各リスクを体系的に管理する。
- (2) 管理にあたっては、「リスク管理規程」に基づき、既存の販売・安全・品質・財務・情報等のリスクに対する規程を充実するとともに、新たなリスクに対して不足している規程があれば、必要に応じて追加整備する。
- (3) リスクを統括管理する主管部門を定め、各部門における体制の整備・支援を行う。
- (4) 各部門は、規程に基づきマニュアル等を整備、充実させ、部門毎のリスク管理体制を確立する。
- (5) 代表取締役及び業務担当取締役は、経営に重大な影響を与えるリスクが発生する場合に備え、もしくは、発生抑止が効かず顕在化したリスク(危機)に対し、損失を最小限に留めるための方針を決定し、体制を整備した上で、取締役会・経営会議等へ適宜報告する。
- (6) 各部門はリスクの管理及び対応状況について、その結果を取締役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営理念と経営ビジョンを盛り込んだ中期経営計画と単年度事業計画を策定する。
- (2) 取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役及び業務担当取締役が行う。
- (3) 各業務担当取締役は、業務の執行を効率的に遂行するにあたり、実施すべき施策と権限を与えた体制を構築する。
- (4) 業務執行のスピードアップと執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を充実する。

- (5) 取締役会は、代表取締役及び業務担当取締役の業務執行を効率的に行うために、執行役員及び部門長に権限を委譲するとともに適宜報告を受けることで、業務の執行の効率性を確保する。
- (6) 重要な経営の執行に係る事項の審議等を行うため、経営会議を開催する。また、経営方針の伝達と意思統一を図るため、全社幹部会議を開催する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 従業員等の事業活動に係る行動基準として、『企業憲章』に基づいた「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「TAKADAグループ行動規範」を配布して、法令・規程・規則・社会規範を遵守することを求め、違反行為が発生した場合は、社内規定に基づき厳正に対処する。
- (2) 従業員等の業務の執行が、法令・定款に適合することを確保するために、「コンプライアンス推進室」を設置し、コンプライアンス委員会やコンプライアンス推進会議を定期的で開催するとともに、各所属において教育啓蒙活動を行うなど全社をあげてコンプライアンス意識の向上を図る。
- (3) 当社グループ並びに取引先の役職員等からの通報を受けるコンプライアンス相談窓口を社内・社外に設置する。通報者が通報を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- (4) 社内監査部門は、内部監査規程に基づき業務執行部門（生産・技術・営業・管理各部門、子会社）の業務を監査し、その結果を取締役に報告する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループに共通する『企業憲章』に基づき、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (2) 取締役会は、子会社等を管理する規程、担当する取締役を定め、また子会社へ取締役及び監査役の派遣を行うことで、リスク管理とコンプライアンス等の周知徹底を行う体制を整備する。
- (3) 取締役会は、子会社の中期計画及び単年度事業計画と、その達成状況とリスク管理状況について定期的に報告を受ける。
- (4) 当社の社内監査部門は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
- (5) 取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備して適切に運用するとともに、運用状況を毎年評価して必要な是正を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき専任のスタッフは現在置いていないが、担当のスタッフを置いており、今後必要に応じて、スタッフを専任させる。
- (2) 監査役職務を補助すべきスタッフの人事異動等にあたっては、監査役に事前に報告し、同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

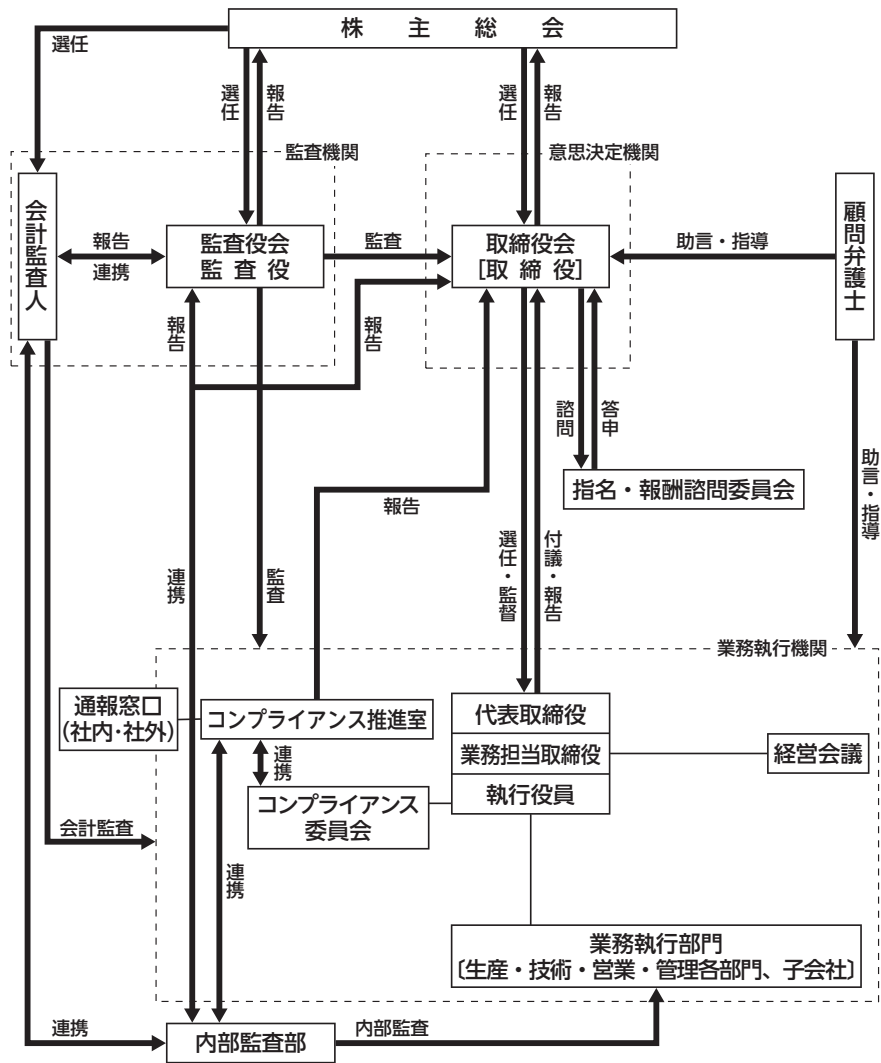
- (1) 当社グループにおける取締役職務及び従業員等の業務の遂行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、当社グループに著しい損害を及ぼす事実を知った時、又はその報告を受けた時は、当社監査役に報告する。
- (2) 当社グループの取締役及び従業員等が当社監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- (3) 監査役は、重要事項の決定、取締役及び執行役員並びに部門長の業務執行状況が報告される取締役会及び経営会議等に参加し、意見を述べることができる。
- (4) 監査役に重要な意思決定に係る稟議書等を回付し、その他の必要かつ適切な文書については、常時監査役が閲覧可能とする。
- (5) コンプライアンス委員会に報告されたコンプライアンス活動の状況は、監査役に報告する。

9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見を交換する。
- (2) 監査役による監査が効率的かつ効果的に行われるために、監査役は監査を職務とする社内監査部門及び会計監査人と緊密に連携する。
- (3) 監査役が独自の意見形成のために、必要に応じて外部専門家等を活用する体制を確保する。
- (4) 監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて支出する。

<ご参考>

当社のコーポレート・ガバナンス体制図



業務の適正を確保するための体制（コーポレート・ガバナンス体制）の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月開催される取締役会において、法令及び定款並びに規定に定められた重要事項について審議を行うとともに、決議された事項の経過及び結果や取締役の業務執行状況について報告を受けることで、取締役の執行状況の監督を行いました。

(2) 監査役の職務執行体制

監査役による監査は、毎年策定される「監査計画」に基づき、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席と意見の表明、稟議書などの重要な決裁書類の閲覧、代表取締役社長及び各取締役との情報・意見交換、各部門・子会社への往査、三様監査協議会の定期的な開催による会計監査人・社内監査部門との連携等により行いました。

(3) コンプライアンス体制

「コンプライアンス規程」に基づき、役員・部門長・子会社社長で構成されるコンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議を定期的に開催し、年度活動計画や各部門・子会社の活動状況の報告、社外講師による講話などを行いました。また、コンプライアンスに関するeラーニング受講、コンプライアンスチェックシートによるアンケート実施など、グループ全体でのコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、コンプライアンス相談窓口の利用方法・相談者の保護について周知を図りました。

(4) 内部監査体制

社内監査部門である内部監査部の「内部監査計画」に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、監査結果を担当取締役と取締役会へ報告し、所要の改善を図りました。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、収益に応じて、株主の皆様へ安定的な利益配当を継続することを最重要施策としつつ、将来に向けての企業体質の強化や研究開発及び設備投資等に資するための内部留保を充実させることを基本としております。

株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 金	資 本 金 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
令和7年4月1日残高	3,723,300	80,758	1,251,655	1,332,413	222,431	100,461	8,700,000	2,273,931	11,296,824	
当期変動額										
剰余金の配当								△ 513,357	△ 513,357	
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					51,335			△ 51,335	-	
当期純利益								1,363,678	1,363,678	
自己株式の取得										
自己株式の処分			1,017	1,017						
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 910		910	-	
別途積立金の積立							1,300,000	△ 1,300,000	-	
土地再評価差額金取崩額								29,300	29,300	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	1,017	1,017	51,335	△ 910	1,300,000	△ 470,803	879,621	
令和8年3月31日残高	3,723,300	80,758	1,252,672	1,333,431	273,766	99,550	10,000,000	1,803,128	12,176,445	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和7年4月1日残高	△ 5	16,352,532	55,932	△ 331,263	△ 275,331	16,077,201
当期変動額						
剰余金の配当		△ 513,357				△ 513,357
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		-				-
当期純利益		1,363,678				1,363,678
自己株式の取得	△ 38,308	△ 38,308				△ 38,308
自己株式の処分	25,686	26,703				26,703
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
土地再評価差額金取崩額		29,300		△ 29,300	△ 29,300	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 3,946		△ 3,946	△ 3,946
当期変動額合計	△ 12,621	868,016	△ 3,946	△ 29,300	△ 33,246	834,770
令和8年3月31日残高	△ 12,626	17,220,549	51,985	△ 360,563	△ 308,577	16,911,972

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、TAKADA研修センターの設備及び平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事について無償で行う補修費用に備えるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に対する過去2年間の実績を基礎に、将来の補償見込を加味して計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。
なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せず両建て表示しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社の主要な事業であるプラント事業においては、工事契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、顧客による検収、または、期末日までに発生した工事原価が予測される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、商品及び製品の販売については、販売契約等に基づき、商品及び製品を引き渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

重要な会計上の見積り

(1) インプット法による完成工事高の計上

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度(千円)
完成工事高	17,813,182

② インプット法による完成工事高の計上は、工事収益総額、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、原価比例法によって金額を算定しております。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っております。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格の変動等による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った事業年度において認識しております。

(2) 契約書等で確定していない完成工事高の計上

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度(千円)
完成工事高	45,271

② 工事着工後の工事の追加や削減、工事内容の変更等により、当事業年度末において請負工事代金が未確定のものについては、見積りにより完成工事高を計上しております。

これら見積りは、取引先との交渉状況や過去の実績等に基づき行っておりますが、見積りの見直しがあった場合には、その影響は見積りの見直しを行った事業年度において認識しております。

(3) 工事損失引当金の計上

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度(千円)
工事損失引当金	99,181

② 受注工事について、工事収益総額及び工事原価総額の見積りを行い、損失が見込まれるものについては工事損失引当金を計上しております。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っ

ております。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格の変動等による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った事業年度において認識しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,163,647千円
(2) 担保に供している資産	
有形固定資産	6,807,711千円
担保に係る債務	
短期借入金	7,000,000千円
長期借入金	2,850,000千円
(3) 受取手形割引高	3,123千円
電子記録債権割引高	22,000千円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	230,466千円
長期金銭債権	257,000千円
短期金銭債務	179,244千円
(5) 保証債務	
タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッドへの 金融機関からの出資に対する保証	19,926千円 (4,100千パーツ)
(注) 外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。	

(6) 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準として、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額との差額

△ 1,120,093千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

完成工事高	461,111千円
仕入高	1,392,908千円
営業取引以外の取引高	225,700千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
本社地区 (福岡県北九州市)	厚生設備	土地	42,711
		建物	16,356
		その他	1,337
		合計	60,405

当社は、事業活動を行う事業所を基準として資産のグルーピングを行っており、賃貸用資産および遊休資産については各物件ごとに行っております。

上記資産につきましては、現在遊休となっており、早期の売却等が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	9,907株
------	--------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産(評価性引当額36,347千円)の発生の主な原因は、退職給付引当金損金算入限度超過額、関係会社株式評価損、貸倒引当金繰入限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)1	科目	期末残高(注)1
子会社	高田プラント建設株式会社	福岡県北九州市	20,000	プラント事業	所有 直接100.0%	役務の受入 役員の兼務	外注費の支払(注)2	393,476	工事未払金 未払金 電子記録債務	42,802 662 20,000
子会社	キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド	タイ	120,000千円 パーツ	プラント事業	所有 直接99.99% 間接 0.01%	資金の支援 役員の兼務	資金の貸付(注)3 利息の受取(注)3	257,000 5,247	長期貸付金 未収入金	257,000 5,229

(注) 1. 取引金額は、消費税等抜き金額であり、期末残高は消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

外注費の支払は、市場の実勢価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

3. 貸付については、市場金利を勘案して利息額を決定しており、担保は受け入れておりません。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,308円98銭
(2) 1株当たり当期純利益	186円19銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和7年4月1日残高	3,723,300	1,333,657	14,021,901	△ 5	19,078,853
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 513,357		△ 513,357
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,254,749		1,254,749
自己株式の取得				△ 38,308	△ 38,308
自己株式の処分		1,017		25,686	26,703
土地再評価差額金の取崩			29,300		29,300
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	1,017	770,692	△ 12,621	759,087
令和8年3月31日残高	3,723,300	1,334,674	14,792,593	△ 12,626	19,837,941

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
令和7年4月1日残高	68,327	△ 331,263	550,138	910,348	1,197,551	287,273	20,563,678
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 513,357
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,254,749
自己株式の取得							△ 38,308
自己株式の処分							26,703
土地再評価差額金の取崩		△ 29,300			△ 29,300		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 7,756		380,442	340,786	713,472	19,116	732,588
連結会計年度中の変動額合計	△ 7,756	△ 29,300	380,442	340,786	684,172	19,116	1,462,376
令和8年3月31日残高	60,571	△ 360,563	930,581	1,251,134	1,881,724	306,389	22,026,055

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 7社
連結子会社の名称 シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド、高田プラント建設(株)、高田サービス(株)、スリ・タカダ・インダストリーズ(マレーシア)・エスディエヌ・ビーエッチディ、タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド、キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド、渡部工業(株)

- ② 非連結子会社の名称 八幡設備工業(協)
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- 持分法を適用しない非連結子会社の名称 八幡設備工業(協)
(持分法を適用しない理由)
持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結計算書類提出会社と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 未成工事支出金 個別法による原価法
材料貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、TAKADA研修センターの設備及び連結子会社の保有資産の一部については定額法、また、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 二. 長期前払費用 均等償却
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 完成工事補償引当金 完成工事について無償で行う補修費用に備えるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対する過去2年間の実績を基礎に、将来の補償見込を加味して計上しております。
- ハ. 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができず工事について、損失見込額を計上しております。
なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せず両建て表示しております。
- 二. 事業整理損失引当金 事業整理に伴い発生すると予想される損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当社及び連結子会社の主要な事業であるプラント事業においては、工事契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、顧客による検収、または、期末日までに発生した工事原価が予測される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。
また、商品及び製品の販売については、販売契約等に基づき、商品及び製品を引き渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

重要な会計上の見積り

(1) インプット法による完成工事高の計上

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
完 成 工 事 高	19,161,991

② インプット法による完成工事高の計上は、工事収益総額、工事原価総額及び当連結会計年度末における工事進捗度を見積り、原価比例法によって金額を算定しております。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っております。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格の変動等による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った連結会計年度において認識しております。

(2) 契約書等で確定していない完成工事高の計上

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
完 成 工 事 高	45,271

② 工事着工後の工事の追加や削減、工事内容の変更等により、当連結会計年度末において請負工事代金が未確定のものについては、見積りにより完成工事高を計上しております。

これら見積りは、取引先との交渉状況や過去の実績等に基づき行っておりますが、見積りの見直しがあった場合には、その影響は見積りの見直しを行った連結会計年度において認識しております。

(3) 工事損失引当金の計上

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
工 事 損 失 引 当 金	99,181

② 受注工事について、工事収益総額及び工事原価総額の見積りを行い、損失が見込まれるものについては工事損失引当金を計上しております。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っております。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格の変動等による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った連結会計年度において認識しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,602,832千円
- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- 担保に供している資産
- 有形固定資産 6,935,243千円
- 担保に係る債務
- 短期借入金 7,000,000千円
- 1年内返済予定の長期借入金 76,896千円
- 長期借入金 3,048,576千円
- また、下記の資産を契約保証金として差し入れております。
- 現金及び預金（定期預金） 7,753千円（1,595千パーツ）
- 長期預金 1,461千円（300千パーツ）
- （注）外貨建担保提供資産は期末日現在の為替レートで円換算しております。
- (3) 受取手形割引高 3,123千円
- 電子記録債権割引高 22,000千円
- (4) 保証債務
- タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッドへの
金融機関からの出資に対する保証 19,926千円（4,100千パーツ）
- キクチ・インダストリー（タイランド）・カンパニー・
リミテッドの工事保証金 27,645千円（5,688千パーツ）
- （注）外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。

(5) 事業用土地再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準として、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額との差額

△ 1,120,093千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
本社地区 (福岡県北九州市)	厚生設備	土地	42,711
		建物	16,356
		その他	1,337
		合計	60,405

当社は、事業活動を行う事業所を基準として資産のグルーピングを行っており、賃貸用資産および遊休資産については各物件ごとに行っております。

上記資産につきましては、現在遊休となっており、早期の売却等が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,334,350株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和7年6月24日 定時株主総会	普通株式	513,357	70円00銭	令和7年3月31日	令和7年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和8年6月24日 定時株主総会	普通株式	512,711	利益剰余金	70円00銭	令和8年3月31日	令和8年6月25日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、個別契約に基づいて必要となる長期預金等を除き、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの受注並びに営業債権の管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額29,520千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、完成工事未収入金、契約資産、支払手形・工事未払金等、短期借入金、並びに契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時 価 (※)	差 額(※)
①投資有価証券 其他有価証券	344,215	344,215	—
②長期借入金（1年以内返済 予定の長期借入金を含む）	(3,125,587)	(2,884,019)	(△ 241,567)

(※) 負債に計上されるものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価 (※)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	301,373	—	—	301,373
投資信託及び債券	—	42,841	—	42,841

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価 (※)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(2,884,019)	—	(2,884,019)

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で投資信託及び債券については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらは、主に元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を工事の性格別及びその他の収益に分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	建設工事	保全工事	その他	計
日本	27,279,786	21,433,281	52,175	48,765,243
アジア	1,767,306	3,160,365	—	4,927,672
顧客との契約から生じる収益	29,047,093	24,593,646	52,175	53,692,915
その他の収益	—	—	673	673
外部顧客への売上高	29,047,093	24,593,646	52,849	53,693,589
一時点で移転される財	90,953	—	41,046	131,999
一定期間にわたり移転される財	28,956,140	24,593,646	11,128	53,560,916
顧客との契約から生じる収益	29,047,093	24,593,646	52,175	53,692,915
その他の収益	—	—	673	673
外部顧客への売上高	29,047,093	24,593,646	52,849	53,693,589

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項
④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,965円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 171円32銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

・会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和8年5月15日

株式会社 高田工業所
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北野和行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 仁和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高田工業所の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和8年5月15日

株式会社 高田工業所
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北野和行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 仁和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高田工業所の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

・監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等にしがたい、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月19日

株式会社 高田工業所 監査役会

常勤監査役 牟田 郁二 ㊟

常勤監査役 福田 剛 ㊟

監査役 奥村 勝美 ㊟
(社外監査役)

監査役 林 秀之 ㊟
(社外監査役)

(注) 監査役 奥村 勝美及び林 秀之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上